

# 傷害総合保険「安心BOX」への切替えに伴う変更内容について

2005年12月1日より、これまでの傷害総合保険は、傷害総合保険「安心BOX」として新たに生まれ変わりました。この改定に合わせて、傷害保険分野の商品ラインナップを見直し、多くの既存商品が傷害総合保険「安心BOX」に統一されました。こども総合保険から傷害総合保険「安心BOX」に切替えいただく場合の補償内容の主な変更点は下記のとおりです。お客様のご契約に関する変更項目の有無については、お手元に保管いただいている保険証券等によりご確認ください。なお、改定内容欄の網掛けは、こども総合保険と比べ、補償内容が縮小されることを表します。

## 1. ケガの補償に関する変更内容

こども総合保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者			変更項目	変更内容
普通保険約款 傷害担保条項	全てのお客様	普通保険約款	支払責任の範囲	拡大	日射・熱射による身体障害については、これまでは保険金をお支払いできませんでしたが、障害発生時において被保険者の方が満23歳未満であった場合には、保険金をお支払いします。
熱中症危険 担保特約	特約を付帯 したお客様	普通保険約款	特約の取扱い	削除	熱中症危険について、これまでは特約を付帯することにより補償されましたが、普通保険約款で補償されるため特約の付帯は不要になります。
学校管理下外 の倍額支払に 関する特約	特約を付帯 したお客様	学校管理下外の 倍額支払に関する 特約	学校に在籍しない 場合の取扱い	追加	被保険者が学校または保育所に在籍していない間のケガについては、従来は倍額支払の対象外としていましたが、弊社が定める算式により計算した額を追加してお支払いします。

## 2. 賠償責任の補償に関する変更内容

こども総合保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者			変更項目	変更内容
普通保険約款 賠償責任担保 条項	賠償責任不 担保特約を 付帯してい ないお客様	日常生活賠償 責任担保特約	被保険者の範囲	拡大	未成年の被保険者ご本人の事故において、その方の親権者・監督義務者が負担した法律上の損害賠償責任が補償の対象となります(従来は親権者・監督義務者が被保険者本人の配偶者または生計を共にする同居の親族である場合のみ補償されていました。)
			保険金をお支払い できない事由	追加	環境汚染に起因する賠償責任による損害は保険金のお支払対象外となります。
				除外	車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については保険金をお支払いできませんが、ここでいう車両にはゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを含まないこととします。
				明確化	被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金については保険金のお支払対象外であることが明確になります。
		保険金の範囲	明確化	弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。	
借家人賠償 責任担保特約	特約を付帯 したお客様	借家人賠償責任 担保特約	保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。

## 3. 家財・身の回り品の補償に関する変更内容

こども総合保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者			変更項目	変更内容
携行品損害担 保特約	特約を付帯 したお客様	携行品損害担保 特約	被保険者の範囲	拡大	被保険者本人と同一生計の親族が被保険者となります。補償の対象となるのは、被保険者本人の携行中に生じた事故に限ります。
			補償の対象となる 物の範囲	明確化	保険金をお支払いできない身の回り品の範囲について、次のとおり明確になります。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることが明確になります。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことが明確になります。 ● 「船舶、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことが明確になります。 ● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることが明確になります。 ● 「コンタクトレンズ」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことが明確になります。 ● 「プリペイドカード」を明記しました。
				拡大	次の物が保険金のお支払対象となります。 ● 交通機関の定期券 ● 旅券(パスポート) ● 山岳登山等の危険な運動を行っている間のその運動のための用具

こども総合保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
携行品損害担保条項	特約を付帯したお客様	携行品損害担保特約条項	補償の対象となる物の範囲	除外	<p>次の物が保険金のお支払対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空機（形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物）およびこれらの付属品</li> <li>● サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>● 証書（公正証書、身分証明書、運転免許証など）</li> <li>● 眼鏡（視力の矯正を目的とするか否かを問いません。）</li> <li>● 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物</li> <li>● 業務の用に供される物、商品その他これらに類する物</li> </ul>
			保険金をお支払いできない事由	追加	<p>次の事由による損害が保険金のお支払対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重過失</li> <li>● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故</li> <li>● 詐欺、横領</li> <li>● 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、楽器の音色・音質の変化</li> </ul>
				明確化	<p>保険金のお支払対象外としております自然消耗、さび、かび、変色等による損害には、劣化、変質、発酵、発熱、ひび割れによる損害を含むことが明確になります。</p>
			保険金の算出方法	拡大	<p>損害額は、これまでの時価額による算出ではなく再取得費用<sup>( )</sup>により算出することになります。ただし、貴金属類、美術品の損害については、これまでどおり時価額により算出します。</p> <p>再取得費用...同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額</p> <p>交通機関の定期券の損害について、再発行手続による再取得ができない場合には、その定期券の残存有効期間に対する価額（取得額に残存日数に応じ日割で算出した額）をお支払いすることが明確になります。</p>
	明確化	<p>再発行手続により再取得できる場合の保険金は、その手続に要する費用をお支払いすることが明確になります。</p>			
生活用動産担保特約	特約を付帯したお客様	学生生活用動産担保特約	補償の対象となる物の範囲	明確化	<p>保険金をお支払いできない生活用動産の範囲について、次のとおり明確になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることが明確になります。</li> <li>● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことが明確になります。</li> <li>● 「船舶、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことが明確になります。</li> <li>● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることが明確になります。</li> <li>● 「コンタクトレンズ、眼鏡」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことが明確になります。</li> <li>● 「小切手、株券、手形その他の有価証券」を明記しました。</li> <li>● 「預貯金証書」にはキャッシュカードを含むことが明確になります。</li> <li>● 「交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券、プライベートカード、ローンカード」を明記しました。</li> <li>● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証、旅券などが該当することを明記しました。</li> </ul>
				除外	<p>次の物は保険金のお支払対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空機（形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物）およびその付属品</li> <li>● 被保険者の居住の用に供される住宅外で使用または管理されている自転車およびその付属品</li> <li>● サーフボード、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>● 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物</li> </ul>

こども総合保険		傷害総合保険における補償内容	変更項目	変更内容	
補償内容	対象者				
生活用動産 担保特約	特約を付帯 したお客様	学生生活用動産 担保特約	保険金をお支払い できない事由	追加	<p>次の事由による損害は保険金のお支払対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>● 無免許運転、酒酔運転等の正常な運転ができない状態での事故</li> <li>● 補償の対象となる生活用動産が液体の場合において、その液体の流出</li> <li>● 補償の対象となる生活用動産に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手に生じた事故</li> <li>● 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損</li> <li>● 楽器の音色、音質の変化</li> </ul> <p>損害が発生した時点において、被保険者が学校に在籍する児童、学生または生徒でない場合には、保険金のお支払対象外となります。</p>
				明確化	<p>保険金のお支払対象外としております自然消耗、劣化、さび、かび、変色等による損害には、変質、発酵、発熱、ひび割れによる損害を含むことが明確になります。</p>
			保険金のお支払 額	追加	<p>お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ（1年を超えるご契約の場合は保険年度ごとに）、学生生活用動産保険金額が限度となります。</p>
			保険金の範囲	明確化	<p>緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることが明確になります。</p>